



滋 人 委 第 3 3 3 号
令和 7 年 (2025 年) 10 月 20 日

滋賀県議会議長 目 片 信 悟 様

滋 賀 県 知 事 三日月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 尾 賀 康 裕

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。